

令和3年7月9日

緊急事態宣言発出に伴う

体育施設の一部制限延長のお知らせ（7月11日まで）8月22日まで

「緊急事態宣言」延長について、宮古島市教育委員会の指針に則り、下記の施設を一部制限延長と致します。なお、小学生以下については原則利用禁止となりますので対応よろしくお願い致します。

	管理体育施設	条件等
1	総合体育館	利用できません。
2	陸上競技場	18時00分まで 中学生以上のみ個人利用可。 ※小学生以下は保護者の同伴が必要です。
	トレーニング室	利用できません。
3	会議室 (総合体育館、陸上競技場)	利用できません。
4	市民球場	18時00分まで 一般のみ利用可。 ※高校生以下は下記の条件につき利用可とします。
5	前福多目的運動場	18時00分まで 一般のみ利用可。 ※高校生以下は下記の条件につき利用可とします。
6	前福多目的屋内運動場	利用できません。

高校生以下の部活動（団体）の利用について

部活動（団体）での利用は控えていただきますようお願い致します

但し、市教育委員会が利用を認めた団体（県大会等の派遣権利を有する個人及び団体）のみ、利用を認めます。担当の先生は、市教育委員会生涯学習振興課（72-3764）へ申請をお願い致します。

ご利用開始につきましては、宮古島市教育委員会の指針に従って開館・開場となります。